



2023年4月28日

各 位

会 社 名 株式会社モリタホールディングス
代表者名 代表取締役 社長執行役員 金岡 真一
(コード番号 6455 東証プライム)
問合せ先 取締役 常務執行役員 グループポイント本部長 村井 信也
(TEL 06-6208-1910)

取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定に関するお知らせ

当社は、2023年4月28日開催の取締役会において、2023年6月23日開催予定の第90回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）において、取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定案を付議すること（以下、「本議案」という。）を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

改定の目的および条件

(1) 改定の目的

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く、以下「対象取締役」という。）に対する報酬については、2016年6月29日開催の第83回定時株主総会においてご承認いただきました、年額230百万円以内（うち社外取締役年額30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とは別枠で、2019年6月21日開催の第86回定時株主総会において、業績連動報酬のうち非金銭報酬として、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することをご承認いただきましたが、経営体制の強化による対象取締役の増加及び固定報酬から業績連動報酬への比重の転換など、近年の当社の状況等を総合的に勘案し、譲渡制限付株式報酬の上限を改定させていただくものです。

(2) 本制度改定の条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の改定は、本定時株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

本制度については、2019年6月21日開催の当社第86回定時株主総会において、「対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬の上限を、年額80百万円以内とし、対象取締役が付与される当社の譲渡制限付株式の総数は年44,000株以内」とすることをご承認をいただいておりますが、本定時株主総会では、「対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬の上限を、年額100百万円以内とし、対象取締役が付与される当社の譲渡制限付株式の総数は年80,000株以内」に改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、以上の改定点のほか、本制度における内容に変更はございません。導入時の本制度の内容につきましては、2019年4月26日付で公表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本議案は、取締役の報酬等の内容にかかる決定方針及び当社の株価水準を総合的に勘案し、報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

以 上